

尼崎市公告第15号

街区境界調査に係る地図及び簿冊の閲覧について

国土調査法第21条の2第1項の規定により同項の調査及び測量の結果に基づく地図及び簿冊を作成したので、同条第3項の規定により、次のとおり当該地図及び簿冊を一般の閲覧に供する。

なお、当該地図及び簿冊に測量若しくは調査上の誤り又は国土調査法施行令別表第2から別表第4までに規定する限度以上の誤差があると認める者は、その旨を記載した書面（以下「申出書」という。）を市に提出することができる。

令和6年2月16日

尼崎市長 松 本



1 地図及び簿冊の名称

令和5年度長洲中通3丁目(1)街区調査業務委託報告書

2 調査地域

尼崎市長洲中通3丁目、長洲中通2丁目の各一部

3 閲覧の期間及び場所

(1) 閲覧期間

令和6年2月16日から同年3月7日まで

(2) 閲覧場所

尼崎市東七松町1丁目23番1号

尼崎市都市整備局土木部道路課の事務室（尼崎市役所本庁舎北館6階）

4 申出書の提出期間等

(1) 提出期間

上記3(1)に掲げる期間

(2) 提出先

上記3(2)に掲げる場所

(3) 提出方法

上記3(2)に掲げる場所において交付する用紙に必要事項を記載して作成した申出書の持参